

Table with 4 columns: 總朝 (Total), 總本 (Total), 總一 (Total), 總全 (Total). Rows include 總計 (Total), 總一 (Total), 總二 (Total), 總三 (Total), 總四 (Total), 總五 (Total), 總六 (Total), 總七 (Total), 總八 (Total), 總九 (Total), 總十 (Total).

第四項 海外渡航者寄生蟲検査成績

一、一般海外渡航者の寄生蟲
大正十年より昭和三年に至る七年間に於ける海外渡航者の蟲卵検査成績を見るに蛔蟲有卵率は二八・六％で内務省保健調査の成績六七・〇％より三八・四％の低率である、女は男よりも六・一％の高率である。
最高率の福岡縣は六六・一％で全縣報告の七三・三より七・二％の低率である。最低率の沖縄縣は八・五％であるが同縣報告の七二・六％よりも六四・一％の低率である。

十二指腸蟲は二二・一％で内務省調査の二二・七と大差を認めない。最高は福岡縣の四四・一％であるが同縣報告の五〇・〇％よりも五・九％の低率を示してゐる、又最低の和歌山縣は一・七％であるが同縣報告は〇・七％である。

これに依つて見ると蛔蟲有卵者の比較的少いのは渡航準備のため驅除せられたものと思はれるからこれで蛔蟲の分布状態を窺ふ事は出来ない、而かも十二指腸蟲は充分な驅除が困難であると云ふ事が推察せらる。

大正十年から昭和二年迄七年間海外渡航者府縣別寄生蟲卵検査成績を見るに蛔蟲は大正十年度では三五・六％であるが年々率が低くなり七年後の昭和二年には一六・三％となつた、内務省調査の六七・〇％よりも五〇・七％の低率である。蓋しこれは前述の通り渡航準備としての驅除が激勵せられ、其の效果の現はれたものであらう。

十二指腸蟲は大正十年では一八・八％であつたのが蛔蟲の有卵率と反對に年毎に高率となり殊に男は世しく高率を示してゐるのは遺憾ながら検査前の驅除が困難であることを明示してゐるものである。(自第一表至第二四表参照)

Table with 10 columns: 年度 (Year), 有卵者% (Infected %), 男 (Male), 女 (Female), 十二指腸蟲 (Duodenal worm), 有卵者% (Infected %), 男 (Male), 女 (Female), 蛔蟲 (Roundworm), 有卵者% (Infected %), 男 (Male), 女 (Female).

第一表

海外渡航者府縣別寄生蟲卵保有者検査成績表

(自大正十年至昭和二年)

Table with 10 columns: 府縣 (Prefecture/County), 人員 (Personnel), 検査 (Inspection), 有卵者% (Infected %), 男 (Male), 女 (Female), 十二指腸蟲 (Duodenal worm), 有卵者% (Infected %), 男 (Male), 女 (Female), 蛔蟲 (Roundworm), 有卵者% (Infected %), 男 (Male), 女 (Female).

[illegible][illegible]

香	德	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋	山	青
川	島	歌	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形	森
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男

三三	六三三	五二五	六二五	六二五	六二五	六二五	六二五	六二五	六二五	六二五	六二五	六二五	六二五
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

三九	一一	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

岩	福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	枋	茨
手	島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	良	木	城
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男

二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

[illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible]

香	德	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋	山	青
川	島	歌	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形	森
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三

岩	福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	栃	茨
手	島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	良	木	城
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三

[illegible][illegible]

[illegible]

海外渡航者府縣別寄生蟲卵保有者檢査成績											(昭和二年)									
同 上											内 譯									
檢査		無卵者		亞米利加 十二指腸蟲		蠅 蟲		十二指腸蟲		東洋毛線線蟲		横川吸蟲		肺臟ヂストマ		肝臟ヂストマ		メタゴニスス		
人・員	人・員	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比	有卵者	百分比
東京府	1	1	100.00	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
京都府	1	1	100.00	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
大阪府	1	1	100.00	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
神奈川縣	2	2	100.00	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
兵庫縣	1	1	100.00	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
長崎縣	1	1	100.00	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
新潟縣	3	3	100.00	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
埼玉縣	1	1	100.00	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
群馬縣	1	1	100.00	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
千葉縣	1	1	100.00	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
計女男	11	11	100.00	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00

[illegible][illegible][illegible][illegible]

體性別及年齡別寄生蟲卵檢査成績

(検査後更ニ驅除ヲ施行シタルモノ)

（自昭和三年三月至同和三年三月）

一〇九

第一項 各廳府縣使用の驅除藥品及數量調査

廳府縣で寄生蟲の驅除を行ふ爲に大正八年から昭和三年迄十ヶ年間に使用した驅除主藥の品名及數量を調査する爲各府縣に照會した處回答に接したのは京都、大阪、長崎、新潟、栃木、岐阜、福島、青森、富山、鳥取、島根、和歌山、徳島、愛媛、大分、佐賀、熊本、沖縄の十八府縣で之に本縣を加へた十九府縣の使用藥品は別表の通りネマトール、チモール、四鹽化炭素、パラジトール、アンキロール、綿馬エキス、サントニン、海人草、マクニン末、マクニン錠、ソーヴェランの十一種で尙詳しく言へばネマトールを使用したのは京都、大阪、兵庫、長崎、新潟、栃木、岐阜、富山、愛媛、佐賀、熊本、沖縄の十二府縣であつてチモールを使用したのは僅かに長崎、新潟の二縣で其の年度も大正八、九年のみである。

匹鹽化炭素は栃木、鳥取、熊本の三縣が大正十四年以降三ヶ年間に使用しバラジートルは長崎、新潟、富山、大分の四縣で大正十一年以降七ヶ年間に使用せられたアンキロールは長崎縣が昭和二、三年に使用せられ綿馬エキ스는大阪、新潟が大正八年と大正十三年に使用したのみである。サントニンを使用したのは京都、大阪、兵庫、長崎、新潟、栃木、岐阜、福島、富山、鳥取、和歌山、徳島、愛媛、大分、佐賀、熊本、沖縄の十七府縣で海人草を使用したのは京都、大阪、兵庫、新潟、栃木、福島、青森、島根、愛媛、大分、熊本の十一縣である。マクニン末は大阪、佐賀が大正十四年、同十五年に同錠は大阪、岐阜が同じく大正十四年、同十五年に使用したのである。ソーヴェランは大分縣が大正十四年に使用したのみである。

以上の外回答のなかりし府縣に於ても府縣自體で驅除を實施せられたことであらう之れを要するに此調査は到底確實を期し得ないが十二指腸蟲驅除藥としてはネマトールが第一主藥とせられバラヂトール之れに次ぎ第三にはチモール第四には四鹽化炭素、アンキロールの順である。蛔蟲驅除藥としては海仁草、サントニンが主藥とせられマクニン、ゾーペラン等之れに次で居る。(第一表參照)

第一表

臨時縣使用ノ寄生蟲驅除藥品目及數量調査	
年別 臨時縣名	
	大正八年
	同 九年
	同 十年
	同 十一年
	同 十二年
	同 十三年
	同 十四年
	大正十五年 昭和元年
	昭和二年
	同 三年
計	
単位グラム	

[illegible]